

2006年12月22日

各位

会社名 株式会社みずほフィナンシャルグループ
代表者名 取締役社長 前田 晃伸
本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号
コード番号 8411 (東証第一部、大証第一部)

優先出資証券の条件決定に関するお知らせ

当社は、平成18年11月27日付「海外特別目的子会社の設立及び優先出資証券の発行に関するお知らせ」において公表いたしました海外特別目的子会社による優先出資証券の発行条件を下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。なお、本優先出資証券には、当社の普通株式への交換権は付与されておりません。

記

発行体	Mizuho Capital Investment (JPY) 1 Limited (英国領ケイマン諸島に設立した、当社が議決権を100%保有する海外特別目的子会社)
証券の種類	円建配当金非累積型永久優先出資証券(当社普通株式への交換権は付与されません)
発行総額	4,000億円
配当率	年2.96%(平成28年6月まで固定) 平成28年6月以降は変動(ステップ・アップなし)
発行価額	1証券あたり1億円
払込予定日	平成19年1月12日
資金使途	発行代り金は、最終的に子銀行への永久劣後特約付貸付金として全額使用
優先順位	本優先出資証券は、残余財産の分配請求権において、当社が発行する優先株式と実質的に同順位
発行形態	私募(みずほ証券株式会社が本優先出資証券を発行価額で全額買取引受し、国内適格機関投資家に対して投資勧誘を行います)

以上

ご注意：この文書は、優先出資証券の条件決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、いかなる有価証券の取得の申込みの勧誘、売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下「勧誘行為」という。)を構成するものでも、勧誘行為を行うためのものでもありません。
この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上記の優先出資証券は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また、今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて当該証券の登録を行うか又は該当する登録の免除を受ける場合を除き、米国において募集又は販売を行うことは許されません。